

JIS

情報技術－IT ガバナンス－AI（人工知能）の 利活用が組織のガバナンスに与える影響

JIS Q 38507 : 2026

(ISO/IEC 38507 : 2022)

(JSA)

令和 8 年 2 月 20 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 蘭 敏 子	株式会社日立製作所
	安 形 輝	亜細亜大学
	島 健 夫	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	服 部 恵 二	総務省国際戦略局
	松 田 充 弘	独立行政法人情報処理推進機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.2.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会
(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
3.1 AI に関する用語	3
3.2 ガバナンスに関する用語	3
4 AI の利活用が組織のガバナンスに与える影響	4
4.1 概要	4
4.2 AI 導入時のガバナンスの維持	5
4.3 AI 導入時のアカウントビリティの維持	6
5 AI 及び AI システムの全体像	7
5.1 概要	7
5.2 AI システム及び他の IT との相違	8
5.3 AI エコシステム	10
5.4 AI 利活用の便益	11
5.5 AI の利活用に関する制約	13
6 AI の利活用に対処するための方針	14
6.1 概要	14
6.2 ガバナンスによる AI のオーバーサイト	15
6.3 意思決定のガバナンス	16
6.4 データガバナンス	17
6.5 組織の文化及び価値観	19
6.6 コンプライアンス	19
6.7 リスク	21
附属書 A (規定) ガバナンス及び組織の意思決定	26
参考文献	30
解 説	32

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

情報技術—IT ガバナンス—AI（人工知能）の 利活用が組織のガバナンスに与える影響

Information technology—Governance of IT—Governance implications of the use of artificial intelligence by organizations

序文

この規格は、2022年に第1版として発行された **ISO/IEC 38507** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格の目的は、人工知能（AI）を組み込んだツール又はシステムを利活用している（若しくは利活用を検討している）組織の経営陣のためのガイダンスを提供することである。

この規格は、ハイレベルの原則に基づいた助言を与える規格である。経営陣の役割に関する幅広いガイダンスを提供することに加えて、組織が AI の利活用を含めた情報技術のガバナンスを支えるために適切な標準を利活用することを促す。

この規格では、AI の性質及び AI 技術のメカニズムについて、それらの利活用によるガバナンスへの影響を理解するために必要な範囲で説明する。AI 技術のような技術がもたらす追加の機会、リスク、制約、及び責任は何か？重要なのは（人間によって行われる）ガバナンスであり、技術自体ではない。

人工知能（AI）

AI は、計算能力、スケーラビリティ、ネットワーキング、接続されたデバイス及びインターフェース、並びに膨大な量のデータを統合する一連の技術を採用している。したがって、この規格における“AI”への言及は、特定の技術、方法、又はアプリケーションではなく、技術及びメソッドのファミリー全体を指すと理解する必要がある。AI の概念及び用語については、**JIS X 22989:2023** を参照。

AI の利活用

この規格では、“AI の利活用（use of AI）”は、組織の目標（objectives）を達成し価値を創出するためのライフサイクルの全てを通じて AI システムを開発又は適用すること、という最も広い意味で定義する。AI の利活用は、AI システムを提供又は利用するあらゆる当事者との関係も含んでいる。

AI の利活用がガバナンスに与える影響

この規格の適用範囲は、AI の利活用が組織のガバナンスに与える影響に関するものである。他の強力なツールと同様に、AI の利活用には、AI を利活用する組織が対処しなければならない新しいリスクと責任とを伴う。AI それ自体は、本質的に“善”又は“悪”、“公正”又は“バイアス”、“倫理的”又は“非倫理